Ⅲ　危険物明細書関連業務のシステム化

１．現状における危険物明細書関連業務

現在、「危険物明細書」の作成はマニュアル（紙）で行われているため、以下の吹き出しにあるような課題があります。このため、第６次ＮＡＣＣＳにおいてシステム化を図り「危険物明細書」作成に係る業務の効率化やペーパーレス化を実現します。

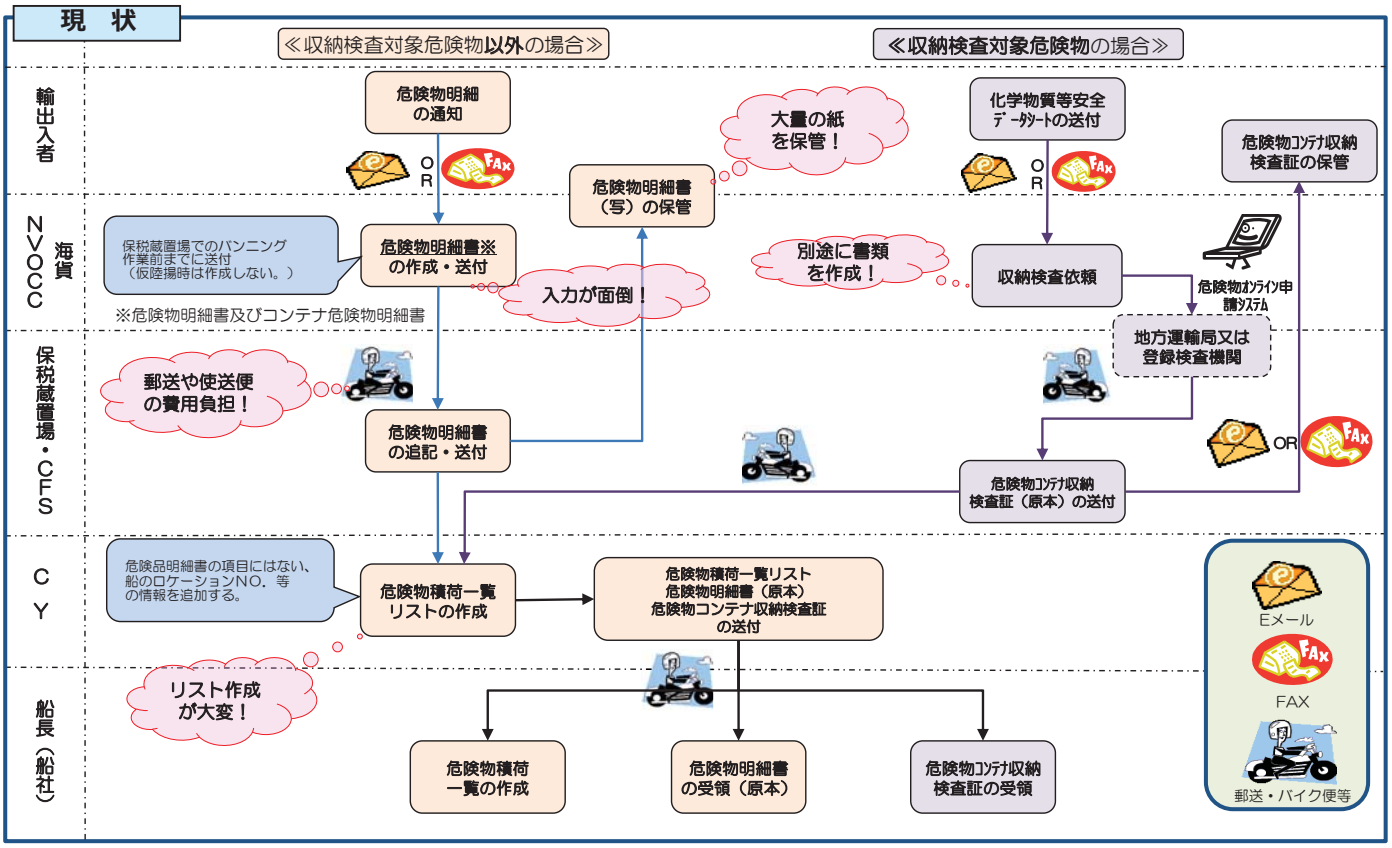

2．危険物明細書関連業務のシステム化

第６次ＮＡＣＣＳでは、下図のとおり網掛け部分のシステム化を実施します（イメージ図であり、詳細は後述）。
なお、本件対象は、コンテナ貨物のみとなります。

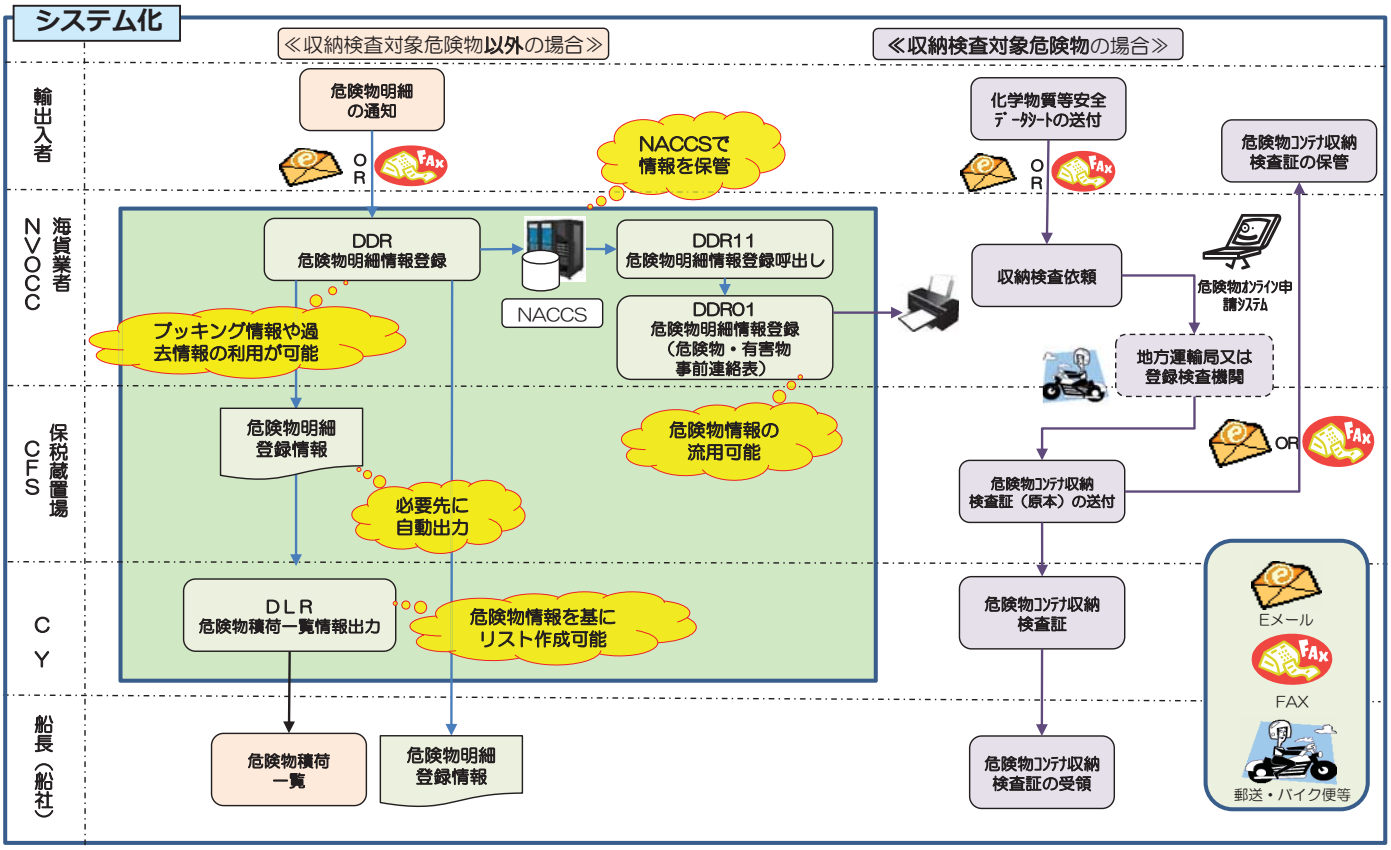

3．危険物明細書関連業務のシステム化によるメリット

利 用 者	メリット	具体的な改善点
荷主 海貨業者 ＮＶＯＣＣ 保税蔵置場	ペーパーレスによる業務の効率化	・危険物明細情報をＮＡＣＣＳを利用することによって関係者間で共有可能となり、従来の紙でのやり取りやＦＡＸなどによる情報送受信等が不要となります。 ・電子データでの危険物明細情報の受信を認めている船社に対しては危険物明細書（赤紙）の印刷及び提出が不要となります。 ・危険物明細情報はＮＡＣＣＳに船積予定日から１００日間（土・日除く）保存することによって、保存期間中は必要に応じて情報の参照・出力が可能となることから、紙での保管（3か月）の必要も無くなります。
	情報の流用による入力業務の省力化	・ＮＡＣＣＳに登録されているブッキング情報やＳ／Ｉ情報を流用することによって情報の正確性があがり、また、入力作業そのものが軽減されます。 ・過去に入力した危険物明細情報の流用も可能であり入力作業が軽減されます。 ・訂正が必要となった場合もシステム上で簡単に処理することが可能となります。
船会社 ＣＹ	後続業務の省力化	・危険物明細情報を基に「危険物積荷一覧」作成が可能となることから、業務の省力化が期待できます。

これらシステム化のメリットを享受するためには、関係者間で事前に運用を取り決めていただき、その運用に従って、関係者全員が適時適切なタイミングでＮＡＣＣＳ業務を利用いただくことが必須となります。

4-1．全体フロー

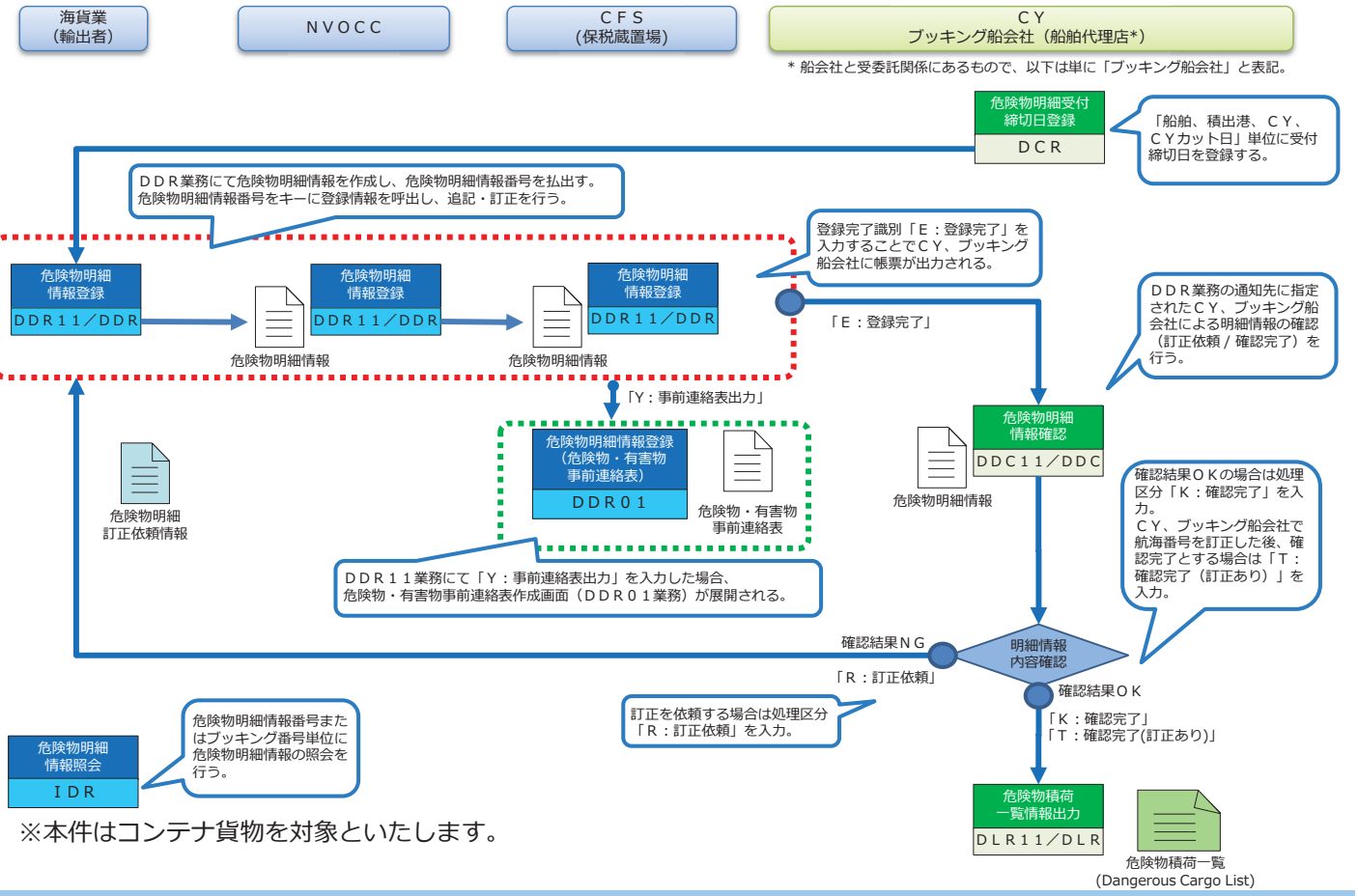

※本件はコンテナ貨物を対象といたします。

4-2．危険物明細書関連業務に係る輸出詳細業務フロー

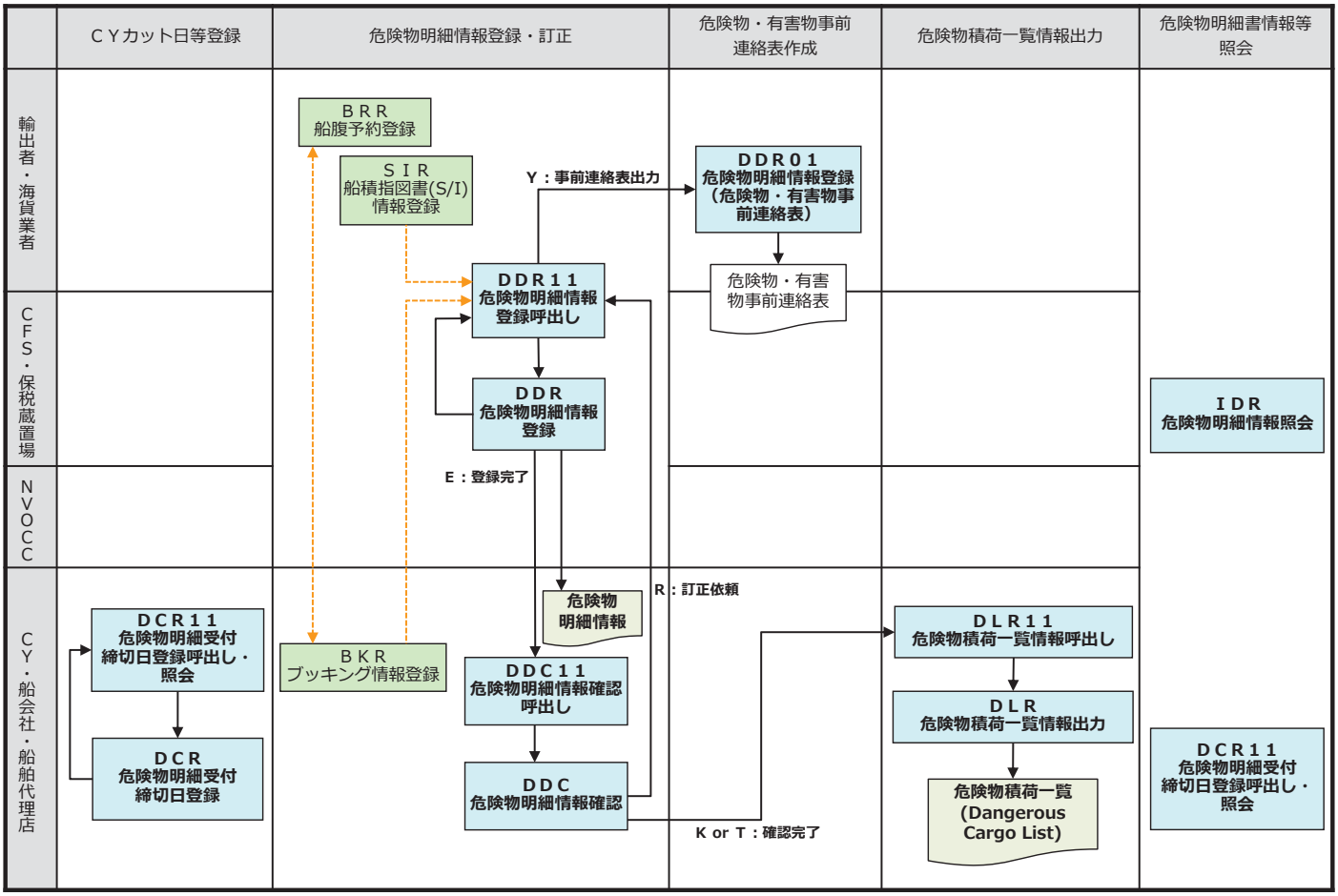

5．各業務の概要

業務コード	業　務　名	業　　務　　概　　要	入　力　者
DCR	危険物明細受付締切日登録	「危険物明細情報登録（ＤＤＲ）」業務に先立ち、危険物明細の受付締切日の登録を行う。 また、危険物明細受付締切日の訂正及び取消しも可能とする。	船会社、船舶代理店、ＣＹ
DCR11	危険物明細受付締切日呼出し・照会	「危険物明細受付締切日登録（ＤＣＲ）」業務によりシステムに登録した情報を積載予定船舶コード等またはＤＣＲ管理番号単位に呼び出す。	船会社、船舶代理店、ＣＹ ※輸出入者、海貨業者ＮＶＯＣＣ、保税蔵置場は参照のみ可能
DDR	危険物明細情報登録	ブッキング番号単位に危険物明細情報の登録を行う。また、本業務により登録した内容の訂正及び危険物明細情報の取消しも行う。	保税蔵置場、輸出入者、ＮＶＯＣＣ、海貨業者
DDR11	危険物明細情報登録呼出し	ＤＤＲ業務に先立ち、システムに登録されているブッキング情報、ブッキング・コンテナ情報またはＳ／Ｉ情報のうち、危険物明細情報に利用しうる情報を呼び出す。また、危険物明細情報番号を入力した場合は、ＤＤＲ業務で登録した危険物明細情報を呼び出す。	保税蔵置場、輸出入者、ＮＶＯＣＣ、海貨業者
DDR01	危険物明細情報登録（危険物・有害物事前連絡表）	ＤＤＲ業務で登録された情報に基づき危険物・有害物事前連絡表を登録者へ通知する。	保税蔵置場、輸出入者、ＮＶＯＣＣ、海貨業
DDC	危険物明細情報確認	ＤＤＲ業務で払い出された危険物明細情報番号単位に危険物明細情報の確認結果を登録する。	船会社、船舶代理店、ＣＹ
DDC11	危険物明細情報確認呼出し	「危険物明細情報確認（ＤＤＣ）」業務に先立ち、ＤＤＲ業務で登録された危険物明細情報を危険物明細情報番号単位に呼び出す。	船会社、船舶代理店、ＣＹ
IDR	危険物明細情報照会	ＤＤＲ業務で登録された内容を、危険物明細情報番号、ブッキング番号（船会社）またはブッキング番号（ＮＶＯＣＣ）単位に照会する。	保税蔵置場、船会社、船舶代理店、ＣＹ、輸出入者、ＮＶＯＣＣ、海貨業者
DLR	危険物積荷一覧情報出力	ＤＤＲ業務で登録された危険物明細情報に基づき危険物積荷一覧情報を入力者に出力する。	船会社、船舶代理店、ＣＹ、ＮＶＯＣＣ
DLR11	危険物積荷一覧情報呼出し	「危険物積荷一覧情報出力（ＤＬＲ）」業務に先立ち、積載予定船舶コード、積出港コード、ＣＹコード及びＣＹカット年月日単位に危険物積荷一覧情報を呼び出す。	船会社、船舶代理店、ＣＹ、ＮＶＯＣＣ

参考：業務仕様書の掲載場所

URL　http://www.naccscenter.com/dai6ji/

危険物明細書関連業務の業務仕様書についてはNACCS掲示板に掲載しています。必要に応じて、内容をご確認ください。

6-1．「危険物明細受付締切日登録（ＤＣＲ）」業務　詳細仕様①

危険物明細受付締切日によるチェック

海貨業（輸出者）　NVOCC　ＣＦＳ（保税蔵置場）　ＣＹ ブッキング船会社

危険物明細受付締切日登録 ＤＣＲ１１/ＤＣＲ

・最先行で本業務を実施。
・「船舶、積出港、ＣＹ、ＣＹカット日」単位に受付締切日を登録する。
・船会社単位に航海番号を任意で登録可能。

DDR業務で「Ｅ：登録完了」を入力した場合は以下のチェックを行う。
【チェック仕様】
「船舶、積出港、ＣＹ」は一致しているがＣＹカット日が異なる場合はエラーとする。
※「船舶、積出港、ＣＹ、ＣＹカット日」の組合せがＤＣＲ業務で登録されていない場合はエラーとはしない。

ＤＤＲ業務にて「船舶、積出港、ＣＹ、ＣＹカット日」を登録する。

危険物明細情報登録 ＤＤＲ１１／ＤＤＲ → 危険物明細情報 → 危険物明細情報登録 ＤＤＲ１１／ＤＤＲ → 危険物明細情報 → 危険物明細情報登録 ＤＤＲ１１／ＤＤＲ

「Ｅ：登録完了」

危険物明細情報

「Ｅ：登録完了」以外で以下のチェックを行う。

【チェック仕様】
①「船舶、積出港、ＣＹ、ＣＹカット日(*)」の組合せが、ＤＣＲ業務で登録されていない場合、ワーニングを出力する。
※ＣＹカット日は、ＤＤＲ業務のＣＹカット日がＤＣＲ業務で登録される危険物明細受付締切日と同一であることのチェックを行う。

②ＤＣＲ業務で登録された「船舶、積出港、ＣＹ」は一致しているがＣＹカット日が異なる場合、ワーニングを出力する。

③ ＤＣＲ業務で登録された「船舶、積出港、ＣＹ、ＣＹカット日」は一致しているが航海番号が異なる、または、入力されていない場合、ワーニングを出力する。

④ ＤＣＲ業務で設定された危険物明細受付締切日時以降にＤＤＲ業務を実施した場合はエラーとする。

ＤＤＲ業務でワーニングとなった場合、 ＤＤＲ業務の処理結果通知および出力帳票のメールサブジェクトに以下の「不一致識別」を出力する。

【不一致識別 出力例】
X:「船舶、積出港、CY、CYカット日」の組合せがDCR業務で登録されていない
Y:「船舶、積出港、CY」は一致しているがCYカット日が異なっている
Z:「船舶、積出港、CY、CYカット日」は一致しているが航海番号が異なる又は航海番号が入力されていない

危険物明細情報確認 ＤＤＣ１１／ＤＤＣ

6-2.「危険物明細受付締切日登録（ＤＣＲ）」業務　詳細仕様②

ＣＹ／ブッキング船会社

危険物明細受付締切日登録 ＤＣＲ１１／ＤＣＲ

<照会結果画面イメージ>

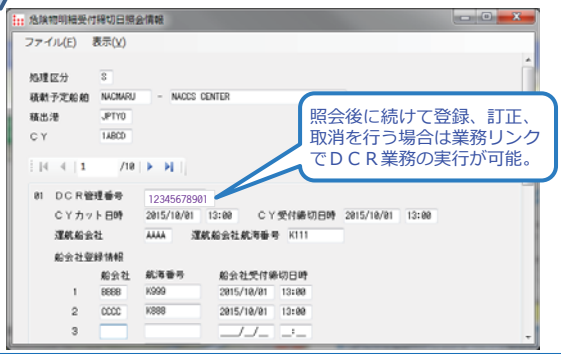

照会後に続けて登録、訂正、取消を行う場合は業務リンクでＤＣＲ業務の実行が可能。

<呼出結果画面イメージ>

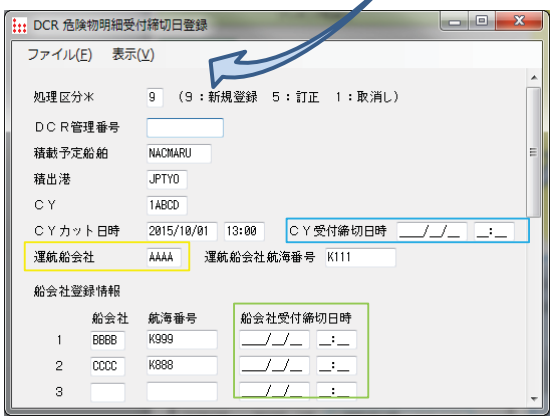

【ＤＣＲ１１業務】
① ＤＣＲ業務で払出される「ＤＣＲ管理番号」又は「船舶、積出港、ＣＹ、ＣＹカット日（又は運航船会社航海番号）」を入力し、システムに登録されている情報を呼び出す。

② 処理区分に「Ｓ：照会」を選択した場合には、「船舶、積出港、ＣＹ」の３項目のみを入力することが可能であり、システムに登録されている「船舶、積出港、ＣＹ」に紐づく情報を直近の10航海分まで出力する。

【ＤＣＲ業務】
① 新規登録の場合は、業務実施時に新しい「ＤＣＲ管理番号」をシステムで払出す。

②「船舶、積出港、ＣＹ、ＣＹカット日」単位に受付締切日時を登録する。

③ ＣＹカット日時と受付締切日時が同じ場合は、ＣＹカット日のみ入力する。
ＣＹカット日時とは別に受付締切日時を設定する場合は、「ＣＹ登録受付締切日時」を入力する。

④ ＣＹ登録受付締切日時（ＣＹカット日時と受付締切日時が同じ場合はＣＹカット日時） の内容で船会社登録受付締切日時情報に対して一括で受付締切日時を登録する。

⑤ ＣＹが設定した登録受付締切日時を各ブッキング船会社が個別に変更したい場合は「船会社登録受付締切日時」を入力する。

⑥ 受付締切日以降はＤＤＲ業務による登録、訂正、取消を実施不可とする。

⑦「運航船会社」を登録することで、当該船会社が「危険物積荷一覧情報出力（ＤＬＲ）」 業務による危険物積荷一覧を出力可能とする。

7-1．「危険物明細情報登録（ＤＤＲ）」業務　詳細仕様①

ＤＤＲ業務による危険物明細情報の登録

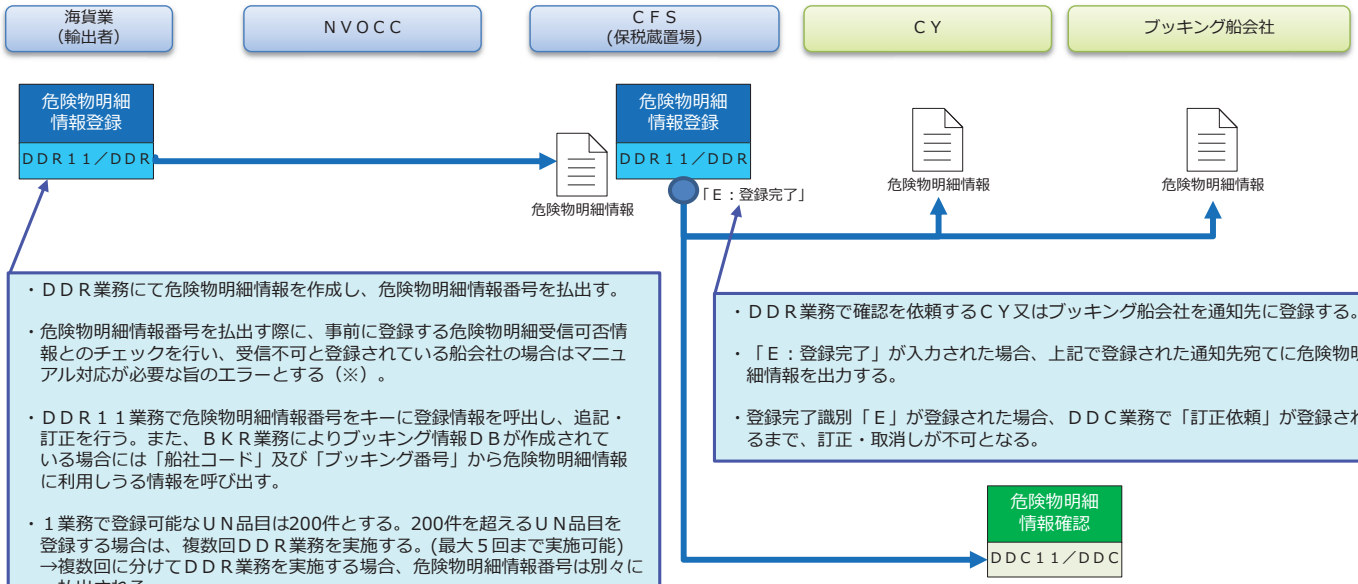

・ＤＤＲ業務にて危険物明細情報を作成し、危険物明細情報番号を払出す。

・危険物明細情報番号を払出す際に、事前に登録する危険物明細受信可否情報とのチェックを行い、受信不可と登録されている船会社の場合はマニュアル対応が必要な旨のエラーとする（※）。

・ＤＤＲ１１業務で危険物明細情報番号をキーに登録情報を呼出し、追記・訂正を行う。また、ＢＫＲ業務によりブッキング情報ＤＢが作成されている場合には「船社コード」及び「ブッキング番号」から危険物明細情報に利用しうる情報を呼び出す。

・１業務で登録可能なＵＮ品目は200件とする。200件を超えるＵＮ品目を登録する場合は、複数回ＤＤＲ業務を実施する。(最大５回まで実施可能)
→複数回に分けてＤＤＲ業務を実施する場合、危険物明細情報番号は別々に払出される。
※詳細は「危険物明細情報登録（ＤＤＲ）」業務 詳細仕様④ を参照。

・ＤＤＲ業務で確認を依頼するＣＹ又はブッキング船会社を通知先に登録する。

・「Ｅ：登録完了」が入力された場合、上記で登録された通知先宛てに危険物明細情報を出力する。

・登録完了識別「Ｅ」が登録された場合、ＤＤＣ業務で「訂正依頼」が登録されるまで、訂正・取消しが不可となる。

※ 国土交通省規則によれば、危険物明細情報のＥＤＩによる受渡しにはあらかじめ船会社等の同意が必要とされています。このため、事前に危険物明細受信可否の設定を可能とし、同意しない船会社等の場合は「受信不可」として登録していただく必要があります。詳しくは、次頁以降をご参照ください。
受信不可とした船会社等に対してＤＤＲ業務を行った場合は、エラーとなり、マニュアルでの対応を求めるメッセージを出力します。

参考：危険物明細書情報の受信不可設定（システム設定調査票の提出方法）

・危険物明細情報の受信要否設定・・・対象業種：船会社

・危険物明細情報登録（ＤＤＲ）業務において登録完了識別「Ｅ」が入力された時点で、ブッキング船会社に帳票（危険物明細情報）が送信されますが、当該帳票の受信を不可とする場合は、下記のシステム設定調査票を提出してください。システム設定調査票は、EメールまたはFAXでご提出ください（総合運転試験に間に合わせる場合は、平成29年５月17日までに提出してください。）

【システム設定調査票送付先】
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
システム企画部　次期申込担当宛
Eメール：　jiki-riyou@naccs.jp　※Eメールの件名に【次期システム設定】とご記入ください。
FAX　：　03-5460-0925

危険物明細情報の受信を「不可」とする場合システム設定調査票の記入例

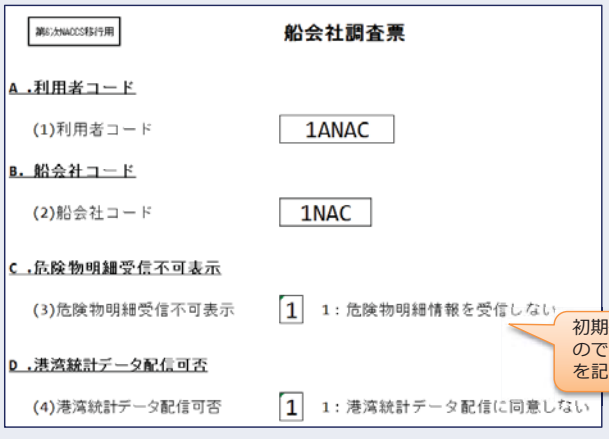

船会社調査票

A．利用者コード
(1)利用者コード　1ANAC

B．船会社コード
(2)船会社コード　1NAC

C．危険物明細受信不可表示
(3)危険物明細受信不可表示　1　1：危険物明細情報を受信しない

D．港湾統計データ配信可否
(4)港湾統計データ配信可否　1　1：港湾統計データ配信に同意しない

初期値はブランクになっているので受信不可とする場合「1」を記入の上、提出ください。

※調査票ブランクフォーム
上記調査票は書面による提出となります。ブランクフォームの掲載場所は、次頁を参照ください。

参考：システム設定調査票の掲載場所のご案内

ＮＡＣＣＳセンターでは、第６次ＮＡＣＣＳにかかる様々な情報をＮＡＣＣＳ掲示板にてご提供しております。

【ＮＡＣＣＳ掲示板　トップページ】

http://www.naccscenter.com/ 又は、ＮＡＣＣＳ 検索

第６次利用申込手続

■次期（第６次）回線申込関係
・システムサービス利用契約変更申込書（第６次ＮＡＣＣＳ専用　回線新規申込（契－回６新）
ブランクフォーム　記載要領　記載例

・システムサービス利用契約変更申込書（ＮＡＣＣＳ通信回線オプション申込（契－回６オ新）
ブランクフォーム　記載要領　記載例

■次期（第６次）システム設定関係
・保税蔵置場調査票
・船会社調査票
・ＣＹ調査票
・輸出許可通知情報等の二重出力に係る調査票（航空用、海上用）
・輸入許可通知情報等の二重出力に係る調査票（航空用、海上用）
ブランクフォーム　記載例

危険物明細情報の受信可否設定は「船会社調査票」を利用ください。

7-2.「危険物明細情報登録（ＤＤＲ）」業務　詳細仕様②

ブッキング番号の入力について（ＮＶＯＣＣを経由しない場合）

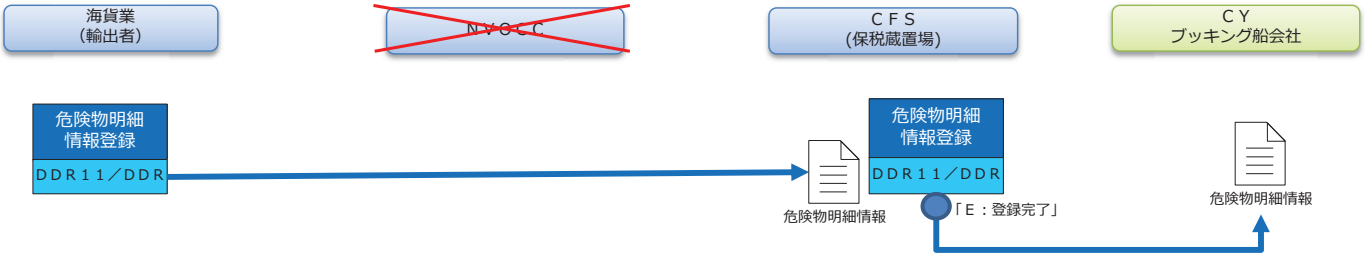

＜海貨業入力内容＞

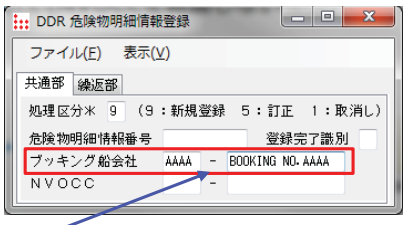

＜ＣＦＳ入力内容＞

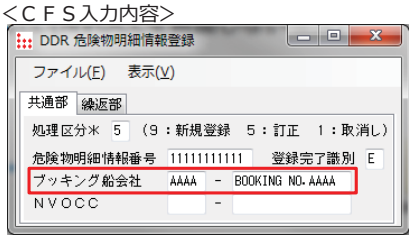

船会社向けのブッキングの場合、「ブッキング船会社コード」＋「ブッキング番号（船会社）」 を入力。

7-3．「危険物明細情報登録（ＤＤＲ）」業務　詳細仕様③

ブッキング番号の入力について（ＮＶＯＣＣを経由する場合）

海貨業（輸出者）　ＮＶＯＣＣ　ＣＦＳ（保税蔵置場）　ＣＹ ブッキング船会社

ＮＶＯＣＣ向けのブッキングと船会社向けのブッキングではブッキング番号が異なるため、以下のとおり入力する。
・ＮＶＯＣＣ向けのブッキングの場合は、「ＮＶＯＣＣコード」＋「ブッキング番号（ＮＶＯＣＣ）」を入力。
・船会社向けのブッキングの場合は、「ブッキング船会社コード」＋「ブッキング番号（船会社）」を入力。

危険物明細情報登録 ＤＤＲ１１／ＤＤＲ → 危険物明細情報 → 危険物明細情報登録 ＤＤＲ１１／ＤＤＲ → 危険物明細情報 → 危険物明細情報登録 ＤＤＲ１１／ＤＤＲ（「Ｅ：登録完了」） → 危険物明細情報

＜海貨業入力内容＞

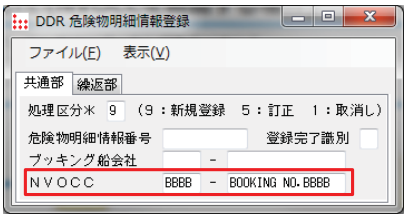

＜ＮＶＯＣＣ入力内容＞

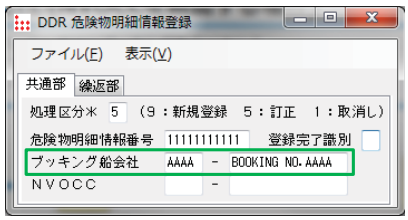

＜ＣＦＳ入力内容＞

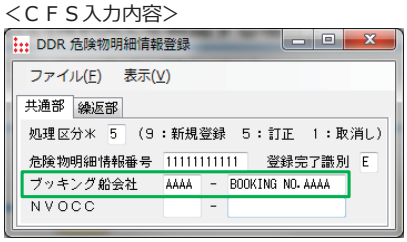

＜出力内容＞

＜出力内容＞

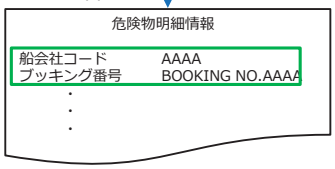

＜出力内容＞

ＤＤＲ業務おいて自身が登録したブッキング番号等が出力される。
※帳票出力、呼出、照会実施時も同様に自身で入力した内容が出力される。

7-4．「危険物明細情報登録（ＤＤＲ）」業務　詳細仕様④

１ブッキングにおいて200ＵＮ品目以上の登録を行う（例：400ＵＮ品目登録する場合）

危険物明細情報登録 ＤＤＲ１１／ＤＤＲ　危険物明細情報登録 ＤＤＲ１１／ＤＤＲ

ＤＤＲ業務を２回に分けて実施。
※別々の危険物明細情報番号が払出される。

危険物明細書情報照会 ＩＤＲ

＜入力内容＞

船会社コード、ブッキング番号を入力することで、紐づいている危険物明細情報を継続照会で出力。

＜ＤＤＲ業務入力　１回目＞

※1～200までの ＵＮ品目を入力

＜ＤＤＲ業務入力　２回目＞

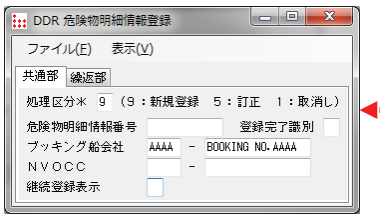

※201～400までの ＵＮ品目を入力

２回に分ける場合に変更する個所は欄部（ＵＮ品目）のみで共通部の内容は変更しない。

「継続登録表示：Ｙ」を入力することで、共通部の内容は１回目の情報を引き継ぎ、欄部（ＵＮ品目）が削除された状態の画面を展開する。

＜出力結果①＞

※1～200までの ＵＮ品目を出力

〔 ワーニングにより 残余情報 があることを表示、再送信で次の情報を出力 〕 **継続照会**

＜出力結果②＞

※201～400までの ＵＮ品目を出力

7-5.「危険物明細情報登録（ＤＤＲ）」業務　詳細仕様⑤

危険物明細登録情報の出力イメージ

検討の背景

危険物明細書の一部項目（応急処置、保護具等）はＵＮ品目に対してそれぞれ記入する必要があるため、欄部として表示させる必要があるが、現在、使用されている危険物明細書のフォーマット上では共通部に該当する箇所に項目として設けられている。検討当初、欄部のみを別紙として集約することも検討したが、その場合、現行の危険物明細書のフォーマットから大きく変更となるため、問題があるとされたため、従来どおり、１ＵＮ品目あたり１ページで出力する仕様としたものである。

＜危険物明細書出力イメージ＞

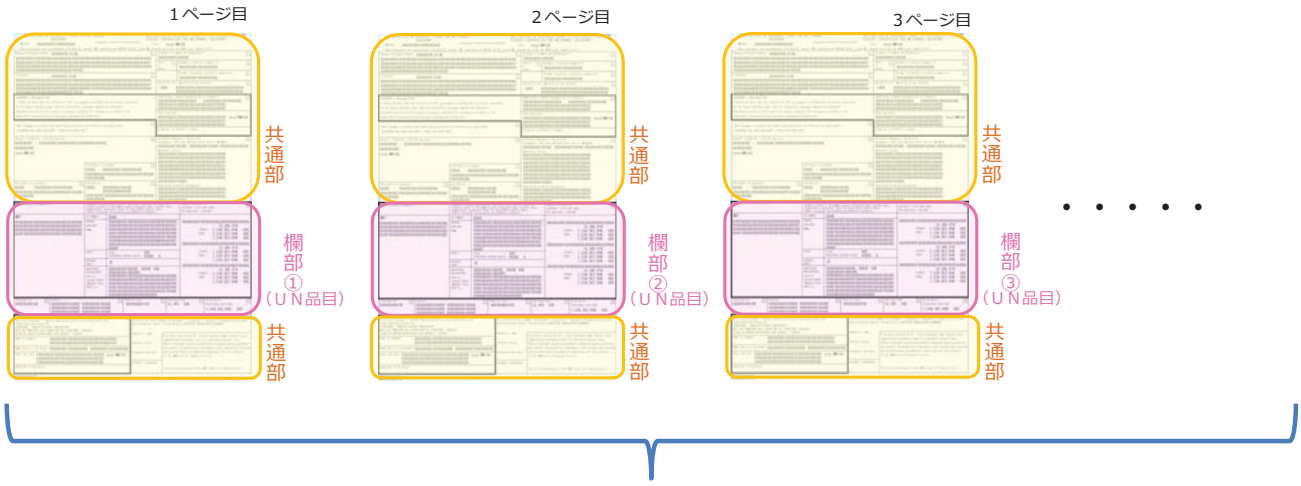

留意事項

ページは複数ページに及ぶが、電文としては１電文で出力される。

8-1.「危険物明細情報確認（ＤＤＣ）」業務　詳細仕様①

訂正依頼を行う場合

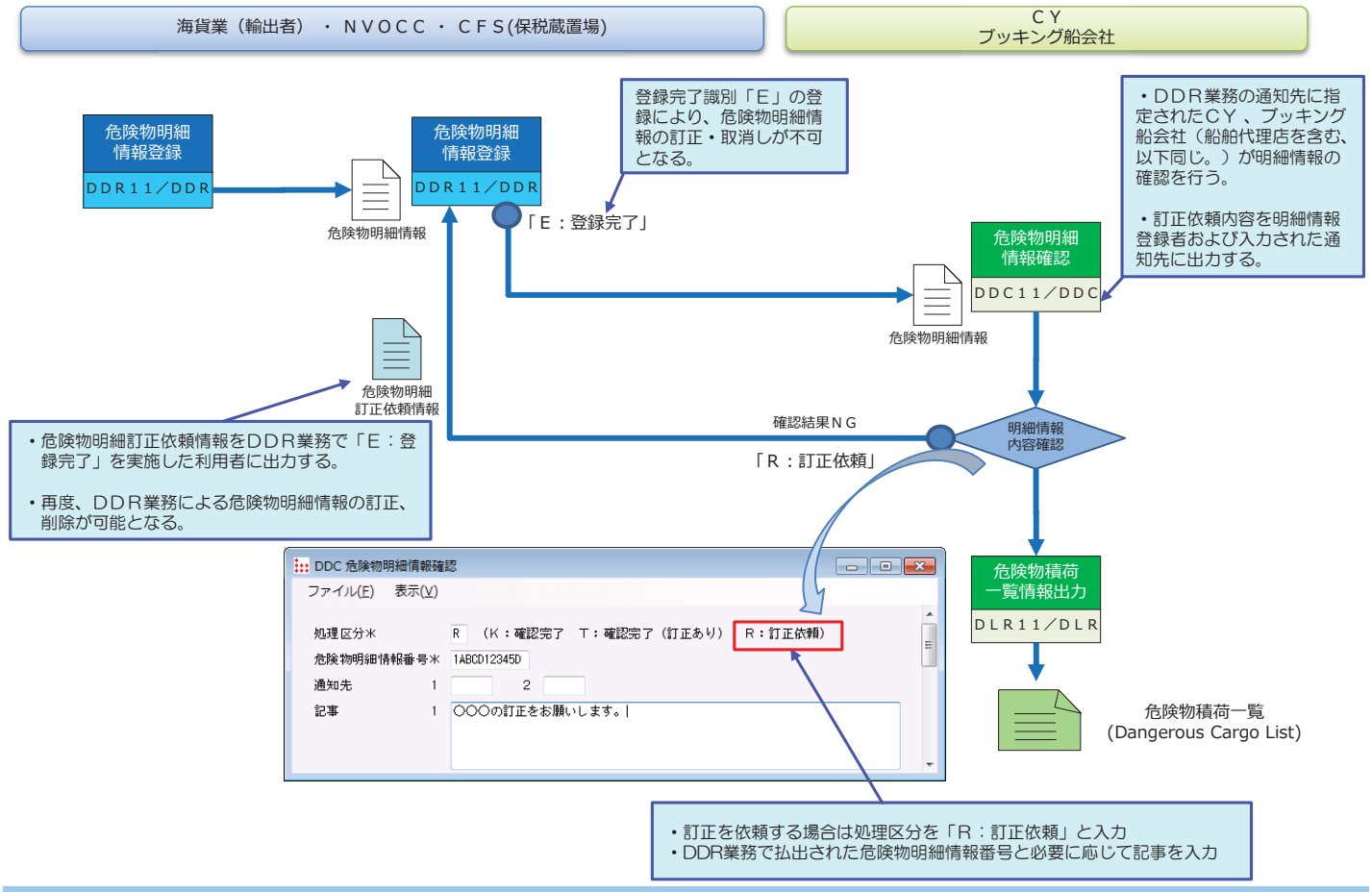

8-2. 「危険物明細情報確認（ＤＤＣ）」業務　詳細仕様②

確認完了を行う場合

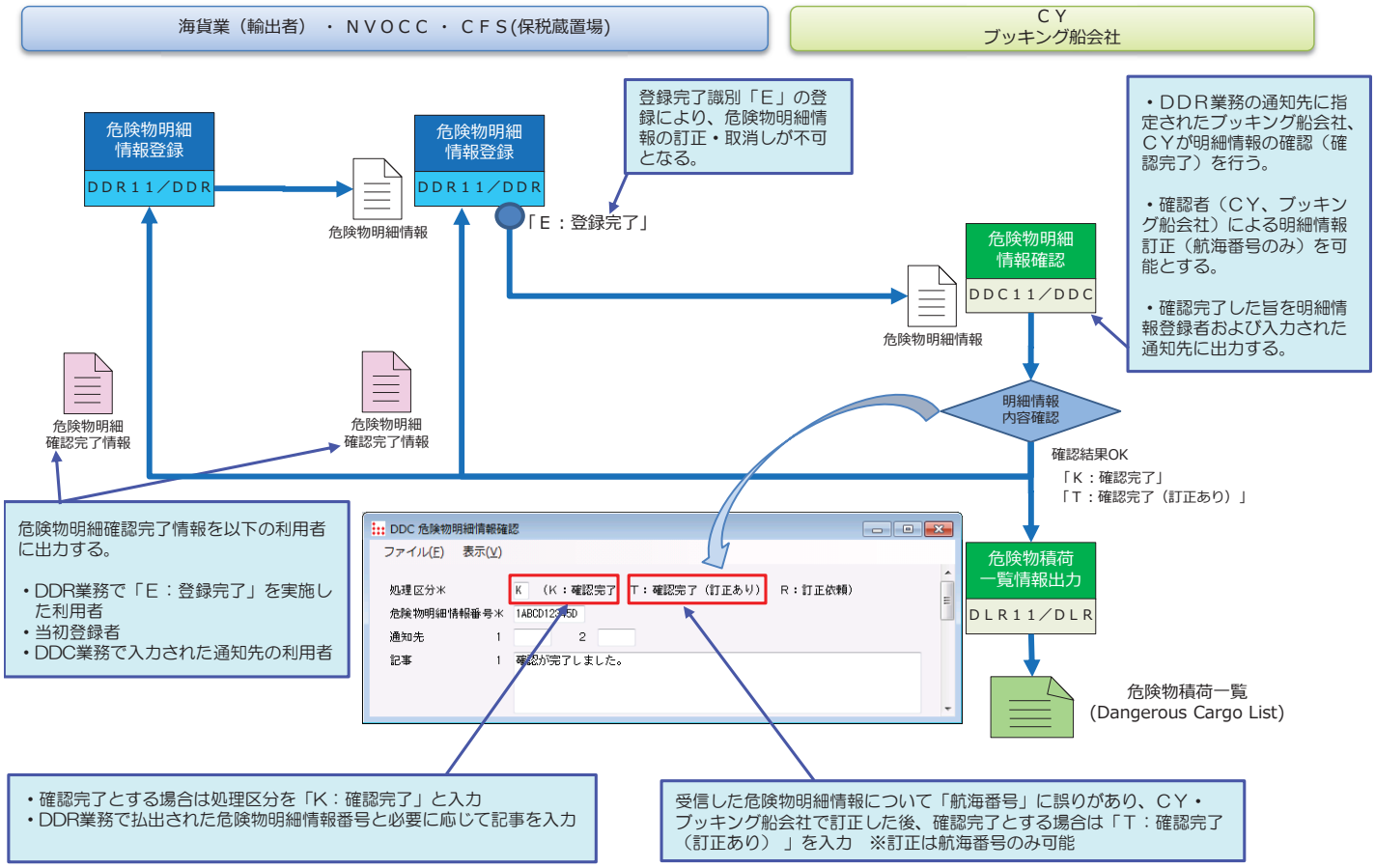

9. 「危険物積荷一覧情報出力（ＤＬＲ）」業務　詳細仕様

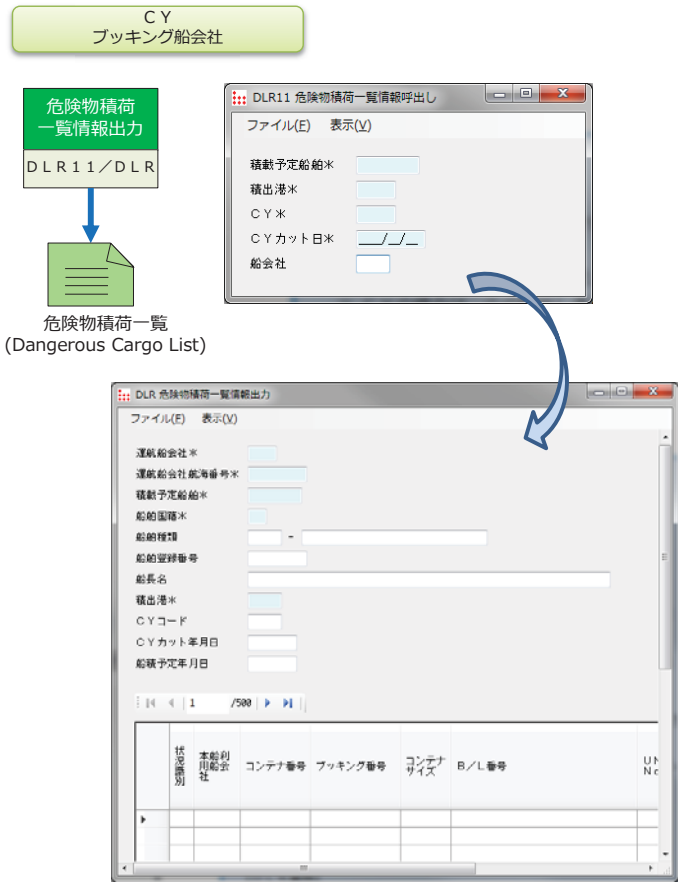

【ＤＬＲ１１業務】

① 呼出し条件
「船舶、積出港、ＣＹ、ＣＹカット日」の４項目をキーとして該当本船を特定して紐づく情報を呼出す。

② 業務実施可能者：ＣＹ、船会社、船舶代理店、ＮＶＯＣＣ
※ ＣＹの場合は、①の呼出し条件（キー４項目）に紐づく全情報を出力

※ 船会社の場合は、
㋑ ＤＣＲ業務で「運航船会社」に登録された者には、ブッキング船会社に依らず、①の呼出し条件（キー４項目）に紐づく全情報を出力
㋺ ブッキング船会社には、当該船会社に紐づく情報のみを出力
※ 船舶代理店の場合は、入力された「船会社」との受委託関係が登録されていること。
・受委託関係のある船会社が「運航船会社」の場合は㋑のとおり出力
・受委託関係のある船会社が「ブッキング船会社」の場合は㋺のとおり出力
※ ＮＶＯＣＣの場合は、ＮＶＯＣＣコードに紐づく情報のみを出力

③ グリッド画面で呼出し結果を出力し、エクセル等に情報を展開可能とする。

④ 進捗管理ができるように状況識別を出力する。
・ＤＤＲ業務で「Ｅ：登録完了」されていれば「Ｅ」を表示
・ＤＤＣ業務で「Ｒ：訂正依頼」されていれば「Ｒ」を表示
・ＤＤＣ業務で「Ｋ：確認完了」されていれば「Ｋ」を表示
・ＤＤＣ業務で「Ｔ：確認完了（訂正あり）」されていれば「Ｔ」を表示

【ＤＬＲ業務】

危険物積荷一覧情報を登録し、Dangerous Cargo List 帳票を入力者に出力する。

１０-１．「危険物明細情報登録（危険物・有害物事前連絡表）（ＤＤＲ０１）」業務　詳細仕様①

「危険物・有害物事前連絡表」　（白紙）登録の流れ

海貨業者（輸出者）　・ＮＶＯＣＣ　・ＣＦＳ(保税蔵置場)

危険物明細情報登録
ＤＤＲ

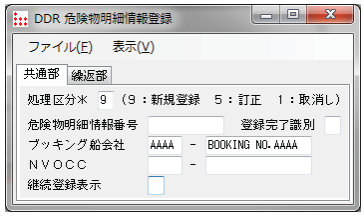

※1～200までの UN品目を入力

危険物明細情報登録呼出し
ＤＤＲ１１

「Ｙ：事前連絡表出力」

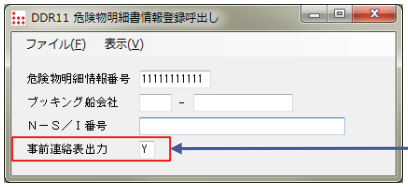

ＤＤＲ業務で払出された危険物明細情報番号と事前連絡表出力「Ｙ」を入力することでＤＤＲ０１業務の登録画面を出力する。

ＤＤＲ０１の入力画面が展開

危険物明細情報登録（危険物・有害物事前連絡表）
ＤＤＲ０１

ＤＤＲ業務で登録した情報で「白紙」作成に利用可能な共通項目が展開された状態で出力されるので、確認後、必要があれば訂正等を実施する。

１０-２．「危険物明細情報登録（危険物・有害物事前連絡表）（ＤＤＲ０１）」業務　詳細仕様②

「危険物・有害物事前連絡表」　（白紙）印刷イメージ

海貨業者（輸出者）　・ＮＶＯＣＣ　・ＣＦＳ(保税蔵置場)

危険物明細情報登録（危険物・有害物事前連絡表）
ＤＤＲ０１

危険物・有害物事前連絡表

・ＤＤＲ０１を送信

・所定の様式をプリンタにセットし、出力情報を印刷

・「ＵＮ Ｎｏ.」が複数登録されている場合は「ＵＮ Ｎｏ.」単位に継続して画面を表示する。
※次頁 詳細仕様③ を参照

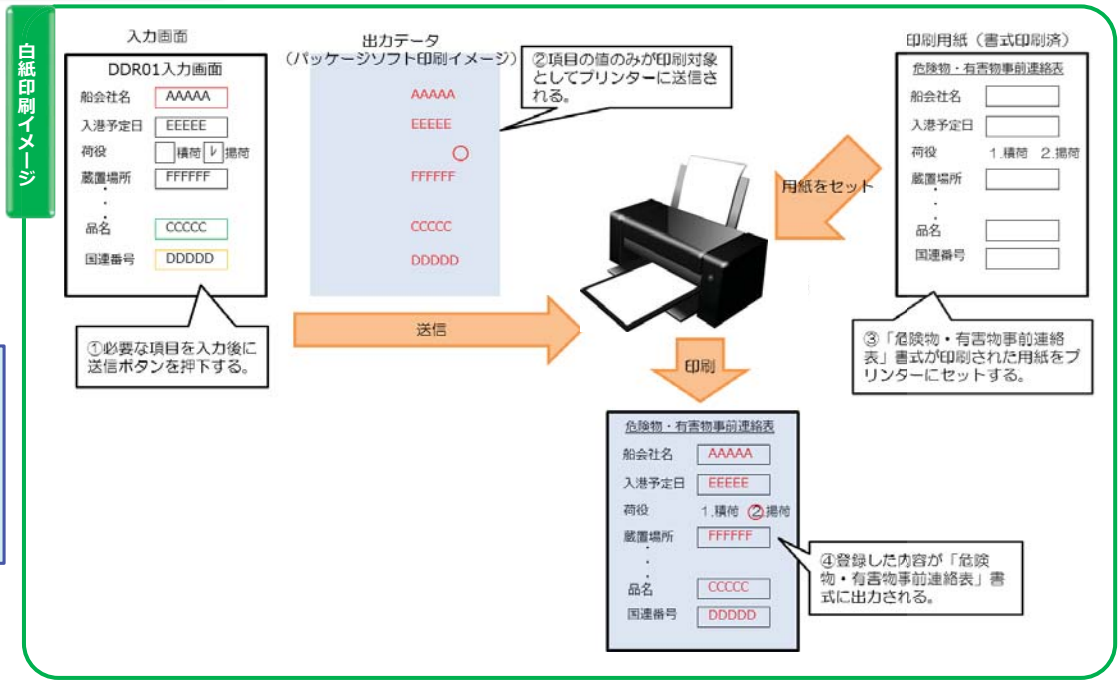

※ 港湾労災防止協会の制定した港湾貨物運送事業労働災害防止規程の第292条において、「協会は、荷主、船主、元請事業者等に対し、荷役される荷が危険物又は有害物であるときは、その種類、性状、数量、荷姿、取扱い上の注意事項等を、協会が定める様式「危険物又は有害物事前連絡表」により、荷役作業を行う日の3日前までに通報するよう要請しなければならない」としています。

１０-３．「危険物明細情報登録（危険物・有害物事前連絡表）（ＤＤＲ０１）」業務　詳細仕様③

危険物・有害物事前連絡表（白紙）は「ＵＮ No.」単位に作成するため、ＤＤＲ業務で複数の「UN No.」が登録されている場合、ＤＤＲ０１業務では以下のイメージのとおり、１つの「ＵＮ No.」毎に画面を遷移して登録することとなります。

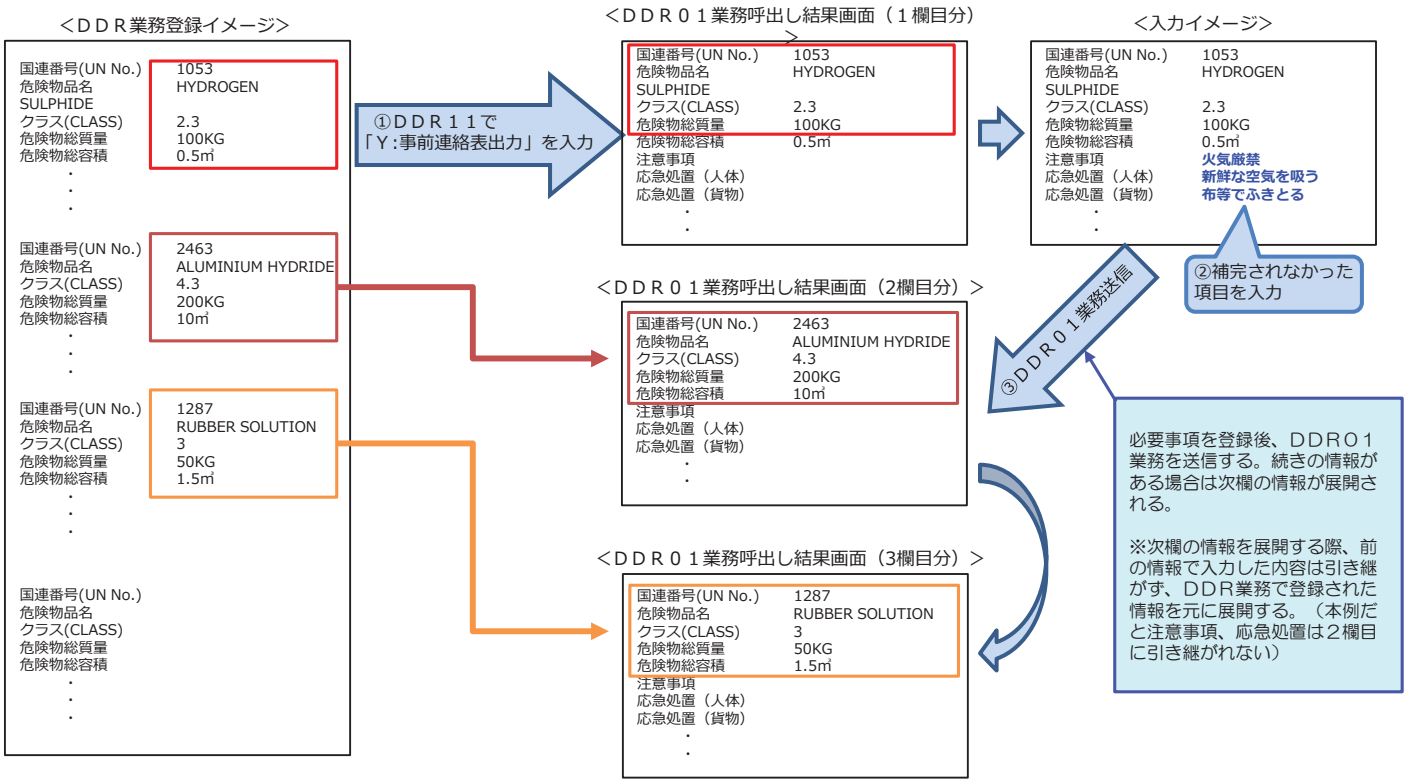

１１．「危険物明細情報照会（IDR）」業務　詳細仕様

海貨業者（輸出者）・ＮＶＯＣＣ・ＣＦＳ(保税蔵置場)

ＣＹ
ブッキング船会社

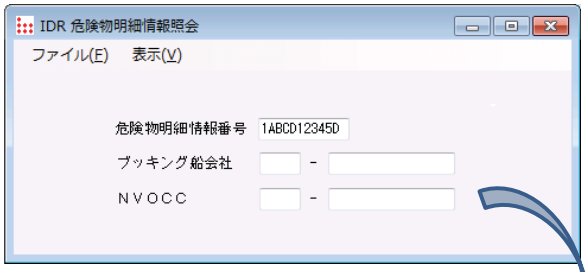

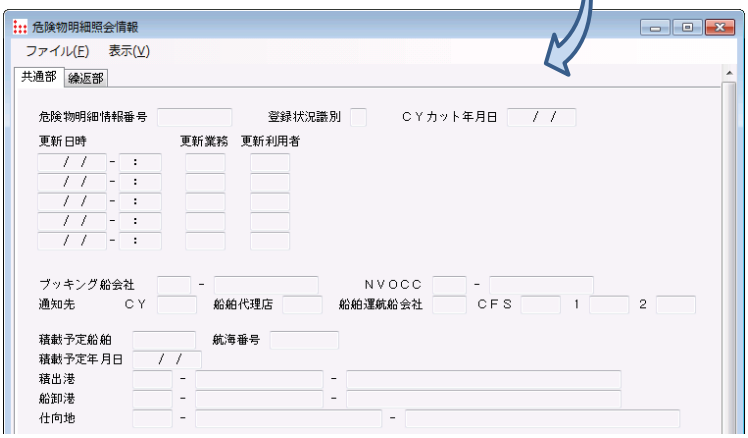

【IDR業務】
「危険物明細情報登録（ＤＤＲ）」業務で登録された内容を、危険物明細情報番号、ブッキング番号（船会社）またはブッキング番号（ＮＶＯＣＣ）単位に照会する。

① 出力条件
以下の3パターンによる照会が可能
・危険物明細情報番号
・ブッキング船会社コード+ブッキング番号（船会社）
・ＮＶＯＣＣコード+ブッキング番号（NVOCC）

② 業務実施可能者：
船会社、船舶代理店、保税蔵置場、ＣＹ、輸出入者、ＮＶＯＣＣ、海貨業者

③ 業務実施履歴（更新業務、更新利用者）を出力する。

１２．危険物明細書関連業務の利用料金について

第６次ＮＡＣＣＳの利用料金について

・現行の「基本料金+従量料金」、「従量料金のみ」の選択制を維持します。
・危険物明細書関連業務に係る利用料金は以下のとおり予定しています。
・第６次ＮＡＣＣＳ利用料金の確定時期は平成29年3月を予定しています。

（参考）次期利用料金の概要

現行と同様、Ａプラン又はＢプランを選択可能

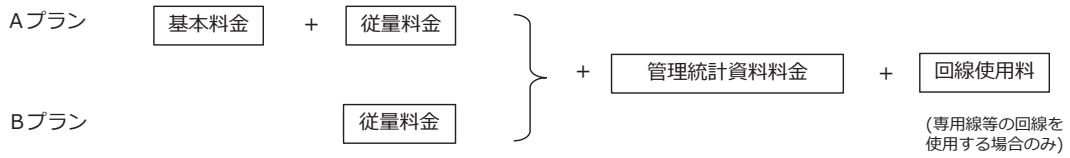

業務 コード	業 務 名	Aプラン	Bプラン
DCR	危険物明細受付完了日登録	4円	5円
DCR11	危険物明細受付完了日登録呼出し	4円	5円
DDC	危険物明細情報確認	8円	10円
DDC11	危険物明細情報確認呼出し	8円	10円
DDR	危険物明細情報登録	8円	10円
DDR01	危険物明細情報（危険物・有害物事前連絡票）登録	8円	10円
DDR11	危険物明細情報呼出し	8円	10円
DLR	危険物積荷一覧情報出力	8円	10円
DLR11	危険物積荷一覧情報出力呼出し	25円	30円
IDR	危険物明細情報照会	8円	10円

（注）上記料金は予定であり、今後の検討によっては変更されることがあり得る。

１３． 問い合わせ先

本資料に係るご質問等は、お手数ですがE-mailで以下の宛先までお問い合わせ下さい。
件名の先頭に【危険物】とご記入ください。

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（ＮＡＣＣＳセンター）
システム企画部　システム企画第１課

E-mail：jiki-setsumeikai@naccs.jp

memo